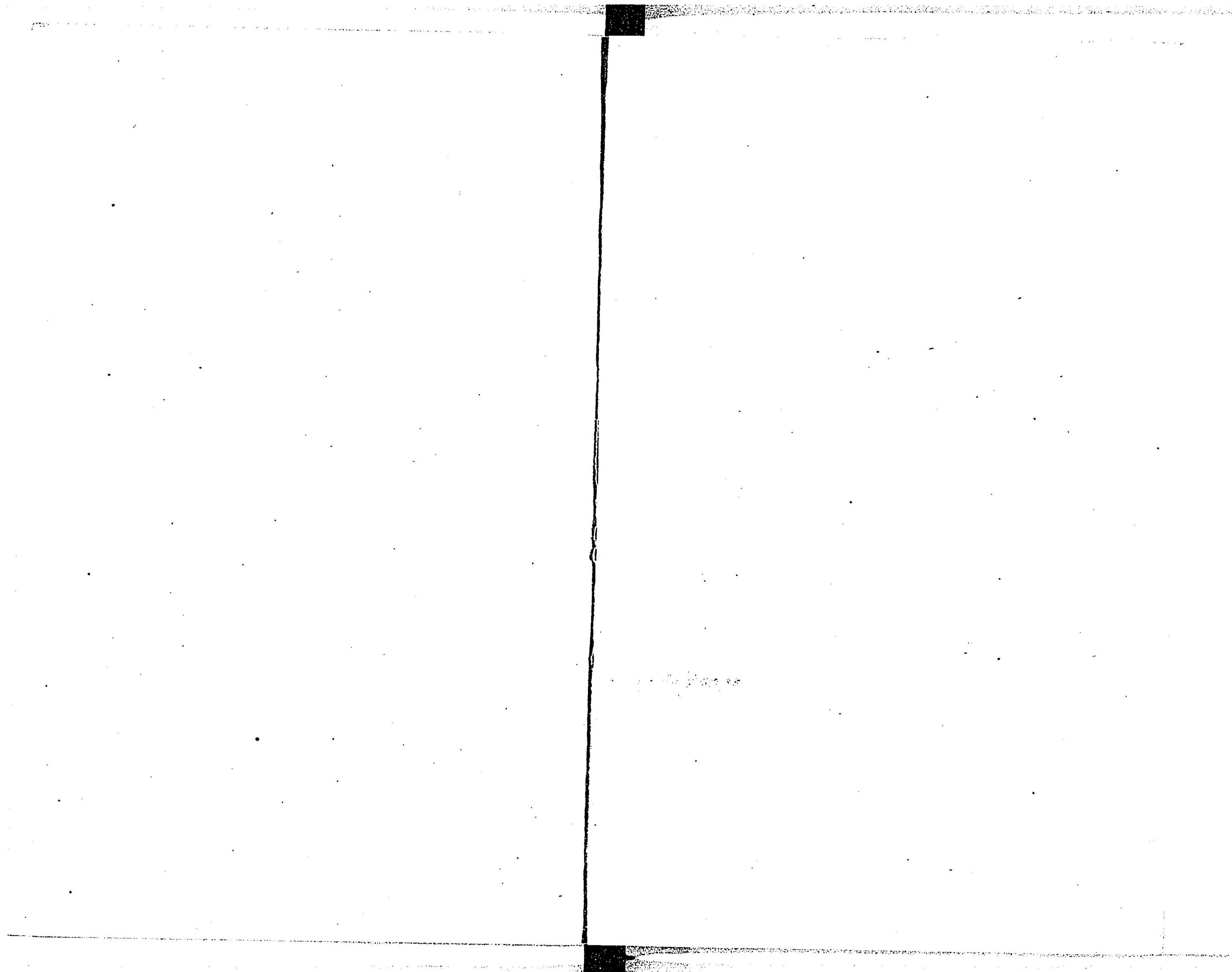


153
818

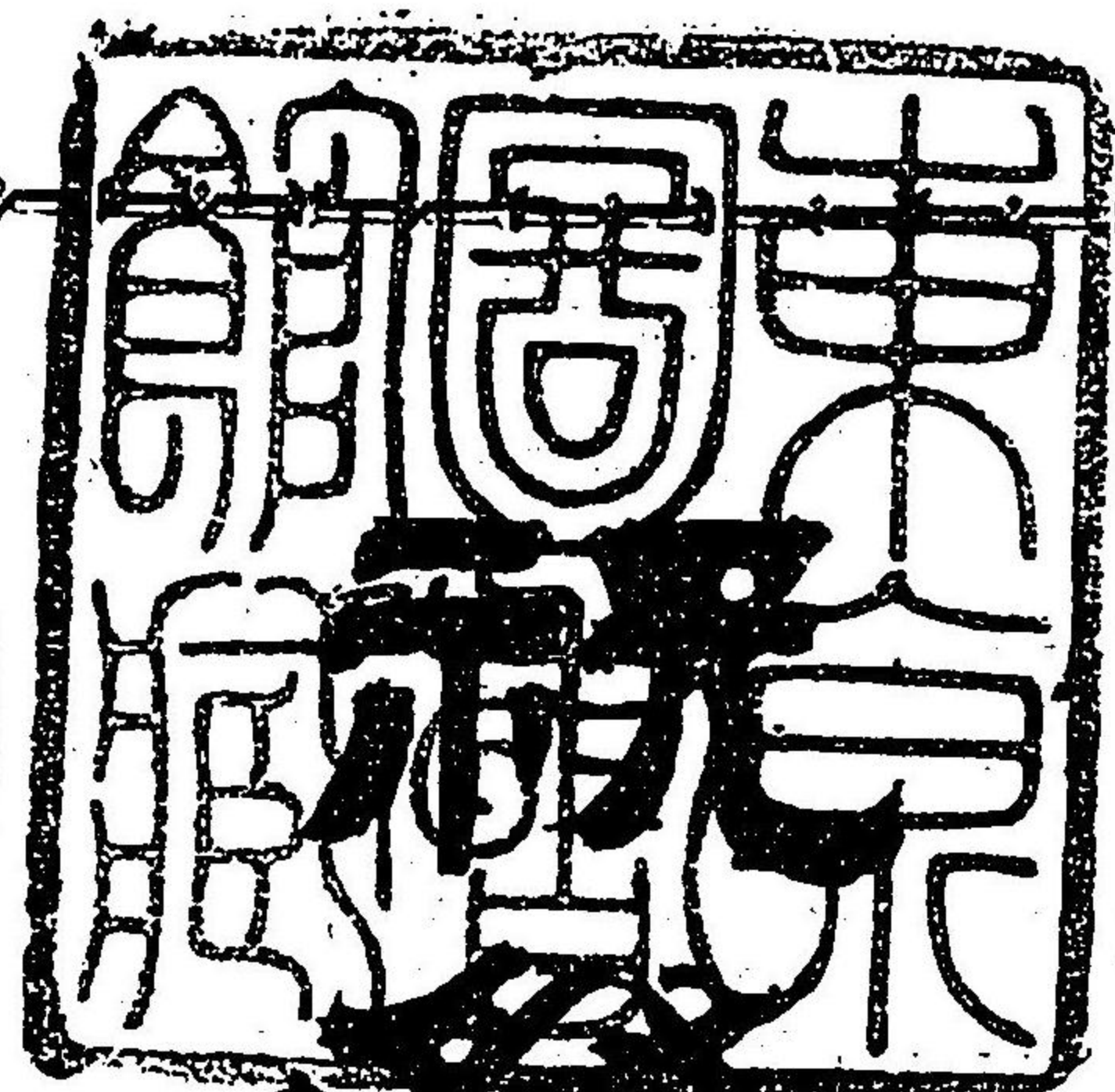
20

祝祭日珩義

全



特29
967



今泉定介校閱
池永厚著

樂日行義

普及舍

全



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

凡例

一此の書は、専ら兒童教育の任に當れる者の參考に供せんが爲に編述せり、

一祝日祭日は、各其の性質を異にす、祭日中亦神祭日國忌日の別あり、何れも祭祀の禮典を行はるといへども、祝日は専ら佳辰を祝し神祭日は社禊の安康を祈るを主とし、國忌日は先王を追慕するを主とせり、此の書主としてこれ等の區別を明にせんと欲す、故に之を三類に分ちて編述し、單に月日の次序に従はず、

一現今の祭式を掲げたるは、朝廷の大儀を明にし、かねて國民崇拜の標準を示したるなり、而して各式大抵其趣を同くせるを以てたゞ各類中の一所に詳述し、餘は其の差違の点のみを擧げたり、

一祝日中の詔勅等を掲げ、國忌日中の御略傳御製等を載せたるは、やゝ本文に關係無きが如しといへども、兒童教育の材料としては亦補益あるべきを信すればなり。

一祝祭日中、古來より傳はれし者あり、其の儀式を明記し、沿革を詳述するときは、徒に紙數を増すのみならず、專攻の學者に非れば必要無かるべきを以て、特に其の大體を摘録せり。

一祝祭は國家の大禮なり、禮の事は、其の義幽微、碩儒に非れば、眞理を闡明するゝと難し、編者の淺薄、素より企て及ぶ所にあらず、然れども讀者之れに依りて、少しく大體に裨益する所あらば、編者の幸之れに過ぐるゝと無かるべし。

明治廿四年七月

編者 識

祝祭日衍義

目錄

第一章 祝日

紀元節

天長節

第二章 祭日

四方拜

元始祭

神嘗祭

新嘗祭

第三章 國忌

○祝祭日衍義目錄

孝明天皇祭

春季皇靈祭

神武天皇祭

秋季皇靈祭

附録

文部省令第四號

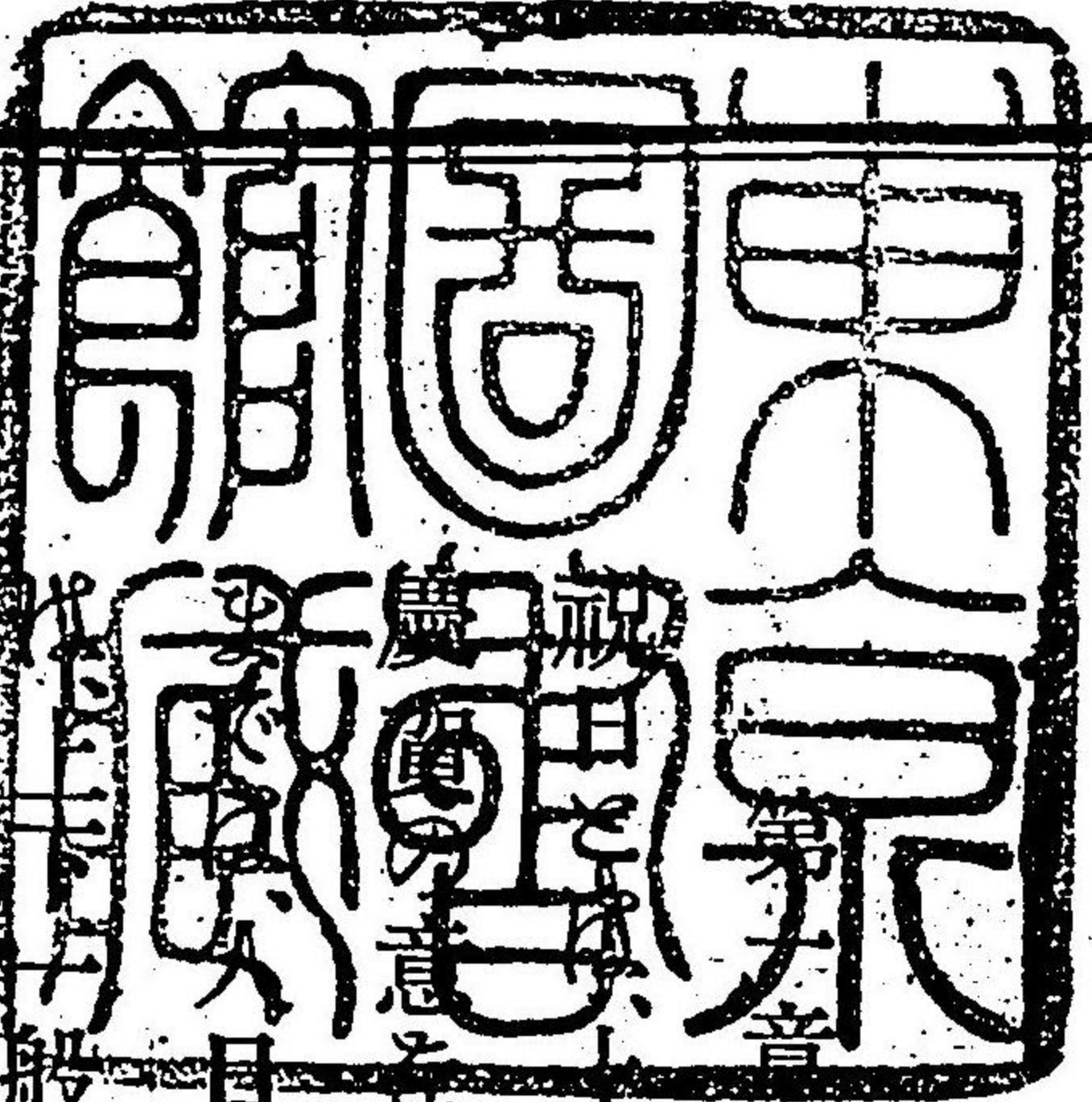
目錄終

祝祭日衍義

池 永 厚 著

今泉 定 介 校 閱

祝日



祝日とは、上 天皇陛下を始め奉り、下庶民に至る迄、擧りて
皇國の意を表すべき佳辰令節をいふ、中古より近世に至る
まで、大目、上巳、端午、七夕、重陽の五節を以て祝日とする
は、上下一般の慣習なりき、人日とは正月七日の節にして、此
の日朝廷にては、内藏寮及び内膳司より、天皇に七種の若
菜を奉る事ありき、其の故は、此の日に、七種の菜羹を食すれ

○祝祭日衍義

二
は、其人病なく、又邪氣を除くと云ふより起れり、上巳は三月三日なり、古は 天皇北辰に御燈を奉り給ふ事ありしを、後には其の儀絶つて、只、由よの祓はらと云ふ事のみを行はれき、曲水の宴も此の日に行はれしなり、端午は五月五日に行はるる節會なり、 天皇武徳殿に出御ありて、宴を群臣に賜ひ、又藥玉たまを賜ふ儀ありき、此の日、ちまきを食する事ありしは、漢土の故事より出でたるなり、七夕は七月七日にして、此の御節供に内膳司より、索餅さくひんを調進する事ありき、みれ亦漢土の故事より起れり、氣巧きこう奠でん又七とて、牽牛星織女星を祭られしも此の日なり、重陽は九月九日の節なり、菊花の盛なる時なるを以て、觀菊の宴を行はれ、群臣に菊酒を賜ひき、之れを重陽

の宴といふ、名の起りは、月と日と、九陽の數に叶へるを以てなりといふ、以上はたゞ朝廷の上に行はれし、儀式の大略に過ぎず、されど天下萬民も亦、一日の業務を休み、此の儀に准じて、種々の式例を行ひ、一般に慶賀の意を表し來れりしものと明なり、今猶其の遺習を存せる者あるにても知るべし、然るに明治六年に至りて、此等の五節を廢し、更に紀元天長の兩節を以て、祝日と定め給ひぬ、今左に此の兩節の大意を説明すべし、

紀元節

二月十一日

皇宗神武天皇、始めて帝位に即き給ひし日を以て、宮中に於いて御親祭を行はせられ、群臣に祝宴を賜ふ、みれを紀元節といふ、

我が國建國以來二千年の久しき、君臣上下の秩序嚴然として樹立し、大義名分の明なるまゝと、世界萬國何に向ひてか其の比を求めん、抑治亂常なく興亡定まらず、人民恟々として其の堵に安んずるまゝとを得ざるは、各國の常なるに獨我國のみ宇内に超出して、此の良風を維持し、皇室は天壤無窮に、國家の上首に位し給ひ、臣民は常に其の德澤に沐浴し來れるは、是れ實に皇祖の深猷遠謀に基すと雖、之をして益鞏固ならしめ給ひしは、神武天皇の遺烈にあらざるはなし、始め天孫邇邇藝尊、日向の高千穗の峯に降り給ひしより、久しく西邊に偏在し給ひしを以て、遼邈の地、未王澤に霑はず、互に相凌轢したりき、然るに天皇の御世に至り、中洲を平定し、黎庶の艱苦を救はんと思しめし、大和に巡幸して、

兄猾及び長髓彦等の賊を誅罰したまひ、己未の年三月、地を橿原に相し、大に帝宅を經營したまひき、其の時の詔に曰はく、

我レ東征ヨリ茲ニ六年、皇天ノ威ニ頼テ凶徒戮ニ就ク、邊土未ダ清マラズ、餘妖尙梗あレタリト雖モ、中洲ノ地復風塵ナシ、誠ニ皇都ヲ恢廓シ、大壯ヲ規摹スベシ、而シテ今運此ノ屯蒙わかむくらむニ屬シ、民心朴素ナリ、巢ニ棲ミ穴ニ住ム、習俗惟常トナレリ、大人制ヲ立ツル、義必ズ時ニ隨フ、苟モ民ニ利有ラバ、何ゾ聖造ニ妨たがハン、當ニ山林ヲ披キ拂ヒ、宮室ヲ經たぎメ營つくリ恭ミテ寶位ニ望ミ、以テ元々ヲ鎮ムベシ、上ハ則チ乾あめ靈國ヲ授ケタマヒシ德ニ答ヘ、下ハ皇孫正ヲ養フ心ヲ弘メム、然シテ後六合ヲ兼テ都ヲ開キ、八紘あめのしたヲ掩ヒテ宇いづト爲ムコ亦可ナラズヤ、夫ノ畝傍山ノ東南橿原ノ地ヲ觀レバ、蓋國ノ塹區もろかカ、ミヤコツク

ルベシト

乃諸司に命せて宮殿を造らしむ、越ひて辛酉の年春正月庚辰朔、
大陽曆二月十^{あまつひつぎ}天津日嗣の御位に即かせ給ひき、されより朝綱大に
一日に相當を張り、皇徳全土に洽く、海内清平、衆庶業を樂むに至れり、然は則、
その日は實に我が國家第一の紀念日にして、千萬世決して忘る
可らざる所の者なり、宜なる哉明治の初年、天皇即位の年を以
て、紀元元年と定め、其の日を以て、祝日の第一に置きたまへるゝ
と、又殊に記憶すべきは、明治二十二年に至り、聖裁に係る萬世
不磨の憲法も、此の大節の日に當りて、朝野懽呼の中に發布せら
れ、國家第二の基礎を確定せられたるゝとされなり、苟も我が國
の臣民たるものは、此の佳辰令節に當り、大に祝賀の意を表する

と共に、聖徳の辱きを仰ぎ、ますます上に奉じ、國を愛する心を
厚くせざるべからざるなり、

さて是の日、宮中に於て、行はせらるゝ祭儀は、左の如し、

紀元節御祭典朝次第

午前第八時御殿の御裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

次式部職官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

次神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

○祝祭日衍義

御親祭次第

午前第九時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌及御幣物を供す 此間奏樂

同第十時親王及敕任官以上麝香間祇候錦鷄間祇候着床
出御

次御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ

次賢所 御拜(御鈴恒の如し御玉串無之)畢て 入御

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下御代拜

次親王及敕任官以上、麝香間祇候錦鷄間祇候拜禮

次宮内省奏任官判任官拜禮

次御幣物及神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

同十一時宮内省官員着床

次開扉

皇太后陛下 御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下 御拜御玉串を奉り給ふ

御拜の間着床の諸員起つ

正午十二時より午後一時迄、有爵者非役従四位以上同勳三等以上、並神佛各宗派管長
等參拜、

同時奏任官准奏任、及奏任待遇の輩非役従六位以上、同勳六等以上參拜

同時門跡寺院住職參拜

午後第一時より同第二時迄判任官准判任、及判任及待遇の輩等參拜

次閉扉

次各退出

夕次第

午後第五時宮内省員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

出御 御拜畢て 入御

御拜の間、着床の諸員起つ、

掌典賢木の枝を人長に授く

次御神樂

次神饌を撤す 此間奏樂

人長、賢木の枝を掌典に致す、掌典之を宮内省當番に附して奉獻す

次閉扉 此間奏樂

次各退出

天長節

十一月三日

此の日は、今上陛下の御誕辰にあられるを以て、聖壽の長久を祝し奉る節會せちまなり、賢所并びに皇靈殿神殿の三前に於て、祭事を行はせられ、群臣に醕宴を賜ふ、明治元年始めて此の儀を行ひ給ひしを、後には、かねて觀兵の式をも擧げさせ給ふ事となりぬ、天長とは天長地久の語老子よりより出づ、則聖壽の長久を祝する義なり、聖誕日を天長節と曰ふ事の起りは 光仁天皇の御世に

○祝祭日衍義

在り、寶龜六年九月壬寅の勅に十月十三日は是れ朕が生日、此の辰に至る毎に感慶兼ね集る、宜しく諸寺の僧尼をして、毎年是の日、轉經行道せしむべく、海内諸國并びに屠を止むべし、内外百官酺宴を賜ふまど一日、仍て此の日を名けて天長節となす、庶くは斯の功德を廻らし、虔みて先慈に奉じ、此の慶情を以て、普く天下に被らしめんとのりたまひ、同年十月癸酉、是日天長、大に群臣に酺し、翫好酒食を献せしむとあるを以て始めとす、此の時代には、佛法盛に行はれしを以て、各寺に讀經などをもれはせられて其の儀甚盛なりき、王政復古に及びて、此の節を定め給ひしは、すなはち 光仁の御制を復し給へるなり、此の日の御祭典次第は左の如し。

天長節御祭典

本日早旦御殿の裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

午前九時宮内省官吏着床

次開扉(三前) 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

次御代拜御玉串を捧ぐ

次皇太后陛下御代拜 同上

次皇后陛下御代拜 同上

次皇太子殿下御代拜 同上

次宮内省敕任官拜禮

次同奏任官判任官 同上

次神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

そもく此等の祝日を定め給ふは、衆庶と歡樂を共にせさせ給はんの太御心よりいづ、臣民たるもの誰か感佩せざるものあらん、今嘗て醕宴を賜ひし時の敕語を擧げん

茲ニ朕ガ誕辰ニ方リ、群臣ヲ會同シ、醕宴ヲ張リ、舞樂ヲ奏セシム、汝群臣、朕ガ偕ニ樂ムノ意ヲ體シ、其レ能ク歡ヲ盡セヨ、

時の大政大臣三條實美公、及從一位中山忠能公等之れに奉答せり、その詞に曰はく、

茲ニ天長ノ佳節ニ方リ、陛下群臣ヲ會同シ、醕宴ヲ賜ヒ、舞樂ヲ

奏セシメ、特ニ辱クモ偕樂ノ 寵命ヲ拜ス、群臣感喜ノ至ニ勝ヘズ、豈ニ歡ヲ盡クシ樂ミテ極メザルベケンヤ、乃チ恭ク 陛下ノ聖誕ヲ祝シ、万壽無疆ヲ祈リ奉ル、

此の勅語を奉讀せば其意れのづから明ならん、

さて我が叡聖文武なる 天皇陛下は、御幼少に坐して、天津日嗣の御位には即かせ給ひき、是の時に當りて幕政漸乱れ、加ふに外交の事起りて、攘夷の論朝野に行はれ、内憂外患共に至り遠近騷然たりしを、陛下の御措置常にその當を得たりしを以て、終に幕府をして干戈に血ぬらずして大政を奉還せしめ、維新の大業を成したまへり、かく國歩艱難崎嶇の時に當りて、玉體を勞し、叡慮を惱まし給ひ、黎庶に先ちて辛苦を甘じ、國事の衝に當

らせ給ひしかば、爾來漸を追うて百度緒につけり、特に万世不磨の憲法を發布せらるゝに及びては國家の鴻基益固く臣民永く高眠安臥する事を得るに至れり、され皆偏に陛下の御仁惠によるなり、如此く人民を愛撫し給ふのみにあらず、深く祖宗を崇敬し給ひて、御即位以來一典を起し給ふ毎に必之を大廟に申し、一事を擧げさせ給ふ毎に、必之を先靈に告げ給ふ、其の報本反始の叡慮、誠に万民の模範たり、御聖徳の高き、之を古今に需むるに、多く見ざる所なり、此の日はかくも睿聖に渡らせ給ふ天皇陛下の聖誕日なれば、闔國臣民たる者は、貴賤上下を問はず、謹んで聖壽の万歳を祝し恭しく寶祚の隆盛を祈り奉らでやはあるべき。

第二章

大祭日

大祭日とは、四方拜、元始祭、神嘗祭、新嘗祭の四祭日を總稱す、此の四祭は國家の大祭なるを以て、朝廷に於てもいと嚴肅なる祭典を行ひ、敬神の誠を盡し給ふ、萬民も亦業を休ひて、尊敬の意を表し奉るなり、さて敬神の事は、各自の信仰に属する者の如く思ふものなきにしもあらざれども、我が國民が神祇を尊敬する所以は、決して宗教上の迷信に出づるにあらず、我が國の神社は、多くは吾人の祖先を祭り、さらぬは國家人民に功績ありし神を祭りたるものにして、恐れ多き例にはあれど、天照大神は至尊の大御祖に渡らせられ、天兒屋命は中臣氏の祖先にましく、天太玉命は忌部氏の

祖先にましぬ、故に之を祭祀せり、大名持命少彦名命は、國家人民に偉績あり故に之を尊崇す、又彼の菅原道眞公楠正成公の如きも實に千古卓絶の大功ありしを以て、之を祭祀せるなり、則神祇を尊敬するは、報恩の意に外ならざるなり、試に瞑目して吾人の因りて來る所を一思せよ、夫れ我を生める者は父母にあらずや、また我を養育せる者も父母にあらずや、其の恩山よりも高く海よりも深し、苟くも人たる者如何でか此の大恩に報い奉らざるべき、則孝道を以て人世第一のつとめとせずんばあるべからざるなり、既に父母に孝敬を盡すべくんば、祖父母高祖父母にも大祖父母にも孝敬を盡さざるべからざるは固よりなり、何となれば祖父母高

祖父母大祖父母は、父母の本源にして、恩を受くるよと大なればなり、夫れ吾人が神祇を尊敬する所以の一なり、また太古未開の時に方り、或は土地を開き、道路を通じ、或は木を構へて家を作り、火を燧て火食を教へ、或は紡績縫織の業を傳へ、或は醫藥禁厭の術を定め給ひし等、皆我が神祇の鴻恩にあらずや、此の廣大無邊なる神恩は、祖先の恩惠と共に万一をも報い奉らずんばあるべからず、夫れ神祇を崇敬する所以の二なり、さらば吾人が神祇を尊敬する所以は決して宗教上の迷信に起れるにあらざる事明なり、故に國家に於て之を祭祀し、其の祭日に當りて、上下一般に孝敬の意を表し、以て神恩の万一を謝すべきなり、

四方拜

一月一日

四方拜は、一日早旦 天皇御みづから伊勢神宮を始め奉り、天神地祇、四方の神社、山陵等を御遙拜あらせられ、國家の安寧を祈り、万民の幸福を禱らせらる、御祭なり、

伊勢神宮は、内宮には 天照大御神を祭り奉り、外宮には 豊受の大神を祭り奉る、 天照大神は、神代以來 天皇と同殿同牀に坐し、を、 崇神天皇の御世に至り、神教により、皇女豊鋤入姫をして、倭の國笠縫の邑に移し奉らしめ給ひき、其の後 垂仁天皇の二十五年、皇女倭姫命神教によりて、笠縫の邑より今の五十鈴の川上に移し奉り給ひしなり、 豊受の大神は、始め丹波の比治ひぢの眞名井原まなかに鎮り坐し、を、 雄略天皇の御世、 天照大御神の

神託によりて、今の外宮の地に遷し奉りしなり、天神とは、天に坐す神の義にして、たとへば 天照大御神素盞鳴神の類を申し奉り、地祇とは、それに對して此の國土に鎮り坐せる神を申し奉る、たとへば、大國主神事代主神の類なり、四方の神社は、日本國中有りとあらゆる諸の官國幣以下の社を云ふ、山陵は御歴代の御墓なり、古は猶此の外に属星即北斗七星の名を稱へて祈らせ給ひし事ありしを、今の大御代に至りて之を止められたり、

さて古く此の御祭の行はれたる例を考ふるに、 宇多天皇の御記に、寛平二年正月朔旦之を行はれたる由見ゆたり、公事根原には、皇極天皇の南淵の川上に行幸ありて、四方を拜し給ひしを始とや申すべからんと有れども、是た、雨を祈り給ひしまでの、

事にて、元日の四方拜とは自異なれば、此の説は従ひ難かるべし、又異本弘安禮節には、倭姫命世記を引きて、垂仁天皇十一年壬寅朔日、主上四方の春光を拜すとあるを四方拜の起原と云ひ、四季物語には、崇神天皇の三年に始まれる由見へたり、

中古の儀式は、正月元日寅の刻、清涼殿の東庭に御屏風を立て廻らし、其の中に御座三所を設く、一所は屬星を拜する座にて、其前に香を焼き花を置き燈を燃す、一所は天地の神祇を拜する座にて、其の前に花を置き香を焼く、一所は山陵を拜する座なり、天皇先北に向ひ、屬星の名を稱へて再拜し給ひ、次に呪文を唱へ、次に同じく北に向ひて天を拜し、西北に向ひて地を拜し、次に東西南北の四方に向ひて拜し、次に遙に山陵を拜し給ふなり、たゞし

諒闇の年は座を設くるのみにて御拜無し、幼主の時も亦同じ、古は天皇ひとり之を行はせられしのみならず、太上天皇太皇太后も同じく此の式を行はせられき、其の儀詳ならずと雖、天皇の御儀と大差無かりしなるべし、又關白以下庶人に至るまで之を行へり、其儀、北に向ひて屬星の名を唱へ、次に天を拜し、次に東に向ひて再拜し、次に西に向ひて再拜し、次に氏神竈神先聖先師墳墓等を拜せしなり、然るに此の儀いつとなく廢し後世には、天皇太上天皇及攝政關白大臣などの外は行はれざる事となりぬ、さて現今宮中にて行はせらるゝ次第は左の如し、

四方拜次第

午前四時宮内省官員御裝飾を奉仕す(神嘉殿南庭に豫て屋を設く)

其儀豫設の屋の中央に簀薦を敷き四尺の御屏風二雙を立廻し中に御座を設け
燈臺二基を供す

同五時御服畢て 出御

御手水御劔御裾御草鞋御笏等待從奉仕す

御拜畢て 賢所 皇靈 神殿 御拜

元始祭

一月三日

此の祭は賢所並に御歴代の皇靈天神地祇を御親祭あらせられ、
年の始に皇位の本始を祝せらる、御祭なり、
賢所は、天照大御神なり、此の所に天照太御神を齋ひ奉れるは、
天孫降臨の時、大御神御手に寶鏡をとらして、此の鏡を視ると猶
われをみるが如くし、與に床を同じくし、殿を共にして、齋鏡とな

すべしと詔し給ひしによれり、故に御世の天皇その詔のままに、
御同殿にましませしを、崇神天皇の御世に至りて、神教によりて、
鏡劔を模造し奉り、御正躰をは豊鋤入姫命につけて、大和の笠縫
邑にうつし奉り、御模造ありしをば、宮中にとゞめさせ給ひて、神
代のままに、朝な夕なに、仕へ奉られしなり、爾來二千餘年の今日
に至るまで、一日も怠なく仕へ奉らせ給ふまそめでたけれ、賢所
と申すも、いとも尊くいともかしまき、天照大御神を祭り奉る
所なれば、其の意もて名付け奉りたるなり、

いとも尊き万乗の身を以て、みづから祭事を行はせらる、は、是
れ即ち祖宗の道なり、神武天皇の詔にも、以て天神を祭りて大孝
を申ふべしと見ゆ、推古天皇の詔にも、我が皇祖等の世をさめ

給へる。天に跼り地に躋して、敦く神祇を敬ひ、周く山川を祠りて、
幽ほろかに乾坤を通ず、是を以て陰陽開き和ぎて、造化共に調ふ、今朕が
世に當り、神祇を祭祀する事、豈意あるべけんや、故に群臣心を竭
し、宜しく神祇を拜すべしと見ゆたり、されば苟も日本國民たる
者は、まの大御心を體し奉り、益敬神の志を厚くすべき事にあそ、
當日官中に行はせらるる祭儀は大略左の如し、

元始祭次第

午前九時御殿の御装束を奉仕す(大眞賢木常の如し)

次宮内省官員着床

次開扉(三前)

三前とは賢所、皇
靈殿、神殿をいふ、

此間奏樂

次神饌及御幣物を供す

此間奏樂

同十時親王及勅任官以上麁香間祇候錦鷄間祇候着床

出御

次御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ畢りて 入御

賢所御鈴恒の如し

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下 御拜

此時着床の諸員起つ

先是式部官御休所より御誘引

次親王及勅任官以上麁香間祇候拜禮

次御幣物及神饌を徹す 此間奏樂

次閉扉(三前) 此間奏樂

次各退出

同第十一時宮内省官員着床

次開扉

皇太后陛下 御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下 御拜御玉串を奉り給ふ

御拜の間着床の諸員起つ

正午十二時より午後一時まで有爵者非役従四位以上同勳三等以上竝に神佛各宗派
管長等参拜

同時奏任官准奏任及奏任待遇の輩非役従六位以上同勳六等以上参拜

同時門跡寺院住職参拜

午後一時より同二時まで判任官及准判任判任待遇の輩参拜

次閉扉

次各退出

さて此の御祭は明治三年に始めて行はせられ、同四年に其の例
を追ひ、同五年に至りて、元始祭の名稱起り、御定例の祭事とはな
りぬ、元始祭の名は、古事記の序に元始綿邈たりとあるによられ
きとぞ、

神嘗祭

十月十七日

此の祭は、今年の新穀を以て作れる御酒御饌を、伊勢神宮に奉り
給ふ御祭なり、みれを行はんが爲に、特に勅使を神宮に参向せし
められ、また當日は宮中にて 天皇御みづから御遙拜あらせらる
次に皇太后皇后兩陛下、皇太子殿下も御遙拜あらせらるるなり、
續日本紀を案ずるに 元正天皇養老五年九月十一日、天皇内安殿

にましくして、使を遣して、幣帛を伊勢大神宮に奉らるゝ由見たり、公事根源には、是を以て官幣を奉らるゝ始なり、と記したれども信じ難し、何となれば大寶令に、既に季秋神嘗祭と見ゆ、その義解に、神衣祭の日即ち之を祭ると見ゆたれば、文武天皇の御世より、既に恒例の祭祀となり居たる事明なればなり、神衣祭は神宮へ御神衣を奉らせらるる祭にて、九月十七日に行はる、今案ずるに、此の神嘗祭は、天孫彦火瓊々杵尊、日向の國高千穗の宮に坐しませし頃より行はれ、天皇と大御神と御同殿の程は、天皇の新嘗と、大御神の神嘗と、同時に行はれたりしが、今の太御代に至りて十月に改めらるゝ神宮を伊勢の國に定めらるゝに至りて、神嘗祭は九月に行はれ、新嘗祭は十一月に行はるゝ事になりしな

らん、

神宮には年中の祭祀甚多く、就中三節祭を以て最も重しとす、三節祭とは、六月十二日の月次祭と、その神嘗祭となり、其の三節祭の中にも、此の祭を以て殊に重しとす、さて此の御祭を行はせらるるに就きては、朝廷に於ても萬事忌み慎まれ、祭の月に入れば、一日より十一日に至るまでの間は、僧尼及び忌服中の人は參内を許し給はず、殊に勅使發遣の當日即ち十一日には、廢務あらせらるゝなり、以て此の祭の他に異なりて重き所以を知るべし、延喜式を按ずるに、凡九月十一日八省院に行幸して、幣を伊勢大神宮に奉り給ふとありて、常は八省院に於て、發遣の式を行はれ、若し八省院に障ある時は、神祇官廳にて行はるゝなり、また其の御

使は、太政官に於て、預め五位以上の王四人を點じ卜定して、其四人の中卜占に合へるもの一人を遣さる、既に使に定まりたる人は、即日直に神宮に向ひ出發し、十五日に彼の地に着し、十六日に外宮を祭り、十七日に大神宮を祭り奉るなり、
今宮中にて行はるゝ御遙拜の次第は、左の如し、

神宮御遙拜次第

午前第九時御殿の御裝飾を奉仕す(神嘉殿の南庇を用ふ)

其儀神嘉殿の南庇に御屏風二雙を立廻し簀薦二枚を敷き上に御座を設く

次 宮内省官員便宜の所に候す

同第十時 出御

次 御拜畢て 入御

皇太后陛下便殿に於て 御遙拜

皇后陛下同上

皇太子殿下御代拜便殿に於て奉仕す

新嘗祭

十一月二十三日

新嘗祭古はまた大嘗祭とも云ふ、十一月二十三日天皇御みづから新稻をきまひし召し、諸神にもそなへ給ふ御祭なり、

史を按ずるに、太古天祖天照大神新宮にましくて、新嘗きまひし召されたり、新嘗の名始めて此に起りぬ、其の後景行天皇の御時、膳臣祖磐鹿六菖命御食仕へ奉る時に、若湯坐連祖豊日連に火を鑽らしめて、ふれを忌火として御食炊ぎ奉り、又大八洲國に像りて、八人の男女を定めて、新嘗祭に供へ奉らしめたり、仁徳天皇四

十年に至りて、新嘗の宴會の日、酒を内外の命婦に賜ひ、皇極天皇元年十一月丁卯、天皇新嘗をきよし召され、皇太子及大臣もまた各自ら新嘗を行ふ、天武天皇五年九月丙戌、神宮の奏によりて、新嘗のために國郡を卜定す、齋忌は尾張國山田郡、次には丹波國訶沙郡卜に合へり、同六年十一月巳卯新嘗を行ひ辛巳百寮諸有位の人々に食を賜ひ、乙酉祭に預る神官及國司等に祿を賜ふ、凡そ此の頃までは、或は大嘗とも、或は新嘗とも云ひて、明なる區別なかりしが、此の後、世毎に行はせらるるを大嘗といひ、毎年行はるるを新嘗と云へり、文武天皇大寶令をさだめ給ふに至りて、日時を定めて十一月下の卯日を用ひらる、但し三の卯あれば中の卯を用ひられしが、今の大御代に至りて、廿三日に改められぬ。

延喜式を按ずるに、十月上旬神祇官の官人に命じて、官田の稻粟を進る、國郡及酒部の官人を卜定せしめて後、黑白の二酒を醸し造らしむ、十一月に至り、祭にさきだつゝと一日、中務省輔小齋侍從次侍從を率ゐ、神祇官の廳に就きて、四位五位中務輔宮内輔を卜定し、次に親王を卜定し、致齋の日に至りて諸司を卜定し、訖りて各舎につき沐浴して、晡後に承明門外に集る、是の日神祇官齋院にて官人事を行ひ、延喜式に載する所の神三千一百三十二座の中、三百四座の神々を祭り、幣帛を班ち奉るなり、同日戌の一点天皇神嘉殿にまします、時に諸司殿の東南屋の南間に神座を設け、納言先づ打拂箱を取り、參議辨坂枕を昇き、御帖、短帖、長帖を昇く、神祇官の官員傳へ取りて之を神座に供へ奉り、

各座にかへる近衛門を閉づ、内侍縫目を率ゐて、寢具を神座の上
 に供ふ、亥の一刻 天皇神服を着せられ、其の東の御座につき、御
 手づから神饌をそなへ、魚味汁物及菓子等を盛り、白黒の酒を神
 饌の上にそゞぎ給ひ、次に御酒を供へ奉らる、事終りて神饌寢具
 を撤し奉る、訖りて御衣を改め、寅の一刻大殿祭の後本宮に還御
 し給ふ、

辰の日、五位以上の者に宴を給ひ、大に歌舞を奏す、之を豊明の節
 會と云ふ、所司預め御座を豊樂殿に設け、諸司の座をも分ち設く、
 時に天皇出御あらせらる、所司門を開く、群臣各次を以て参入し
 て其の座につく、式部五位已上の座次を正し、六位已下の見参を
 録す、訖りて内膳司御膳を進む、訖りて太子以下群臣に饌を給ふ、

酒一觴の後吉野國栖御費を供し、歌笛を奏す、訖りて大歌別當大
 夫歌者を率ゐて参入し、五節の歌を奏す、舞姫四人列をわけ舞ふ、
 訖りて太子以下各次を以て拜舞す、訖て治部雅樂の工人入りて
 立歌を奏す、掃部寮は祿臺をたて、大藏省は祿を積む、其の後宣命
 の大夫宣命をのべ、訖りて太子以下祿を給はりて退出す、猶委し
 き事は江家次第等の諸書につきて見るべし、

朝廷にて行はるる年中の儀式頗多しと雖も、古も今も變るゝと
 なく、最嚴肅に行はるるは、此の祭を最とす、先づ此の御祭の前日
 に當りて鎮魂祭を行はれ賢所便殿に於て種々の儀式あり、二十
 三日は夕次第あり、二十四日に曉次第あり其の式大方左の如し、

新嘗祭夕次第

午後二時神殿の御裝飾を奉仕す

同第四時宮内省官員着床

次掌典掌典補を率て神座を設く

次掌典寢具を神座の上に供す

供し畢て掌典長之を檢す

次掌典長祝詞を申す

同第五時四十分掌典掌典補を率て忌火の御燈を神殿の四隅に點す

此時各處に庭燎を點す

同第六時便殿 出御

同時親王及勅任官以上麝香間祇候金雞間祇候着床

次 出御

侍從劍璽を奉す

侍從長式部長等前行

侍從二人左右に燭を乗る

次隔殿の御座に 着御

侍從劍璽を案上に奉安

侍從長式部長侍從等は隔殿の庇の座に候す

次神饌行立

次警蹕

此時親王以下着床の諸員起つ

伶人神樂歌を奏す

次神殿の御座に 着御

此後式部長掌典長東の隔殿の坐に著く

次御手水

次御供進

次御告文を奏し給ふ

次御直會

次神饌を撤す

次御手水

次行立直に退下

次親王及勅任官以上躰香間祇候錦雞間祇候於庭上拜禮

次宮内省奏任官判任官同上

次隔殿へ出御

此間侍從劍璽を奉して戶外に候す

還御

供奉の儀の如し

同曉次第

午前一時掌典長神座以下を檢す

次親王及勅任官以上着床以下 還御に至る迄總て夕の儀の如し

第三章

國忌

國忌とは、大寶令の義解に、先皇の崩日を謂ふと有り、即御忌日御命日の謂にして、國家一般に先皇を追慕し、其の崩御を哀悼すべき日なり、故に古來此の日を以て、朝廷にては種々の儀式を行ひ給ひ、天下萬民と共に、哀慕の實を擧げ給ひき、其の上古の事に至りては固より詳に知り難しと雖、中世の儀、天皇御みづから御供養の式を行ひ給ふ事は更な

り、諸寺に僧を集めて經を誦し、以て追福を祈らせられ、又天下に令して音樂を停めたまひ、之を犯す者有るときは、罰を加へ給ふに至れり、律文に、國忌の日樂を爲す者は杖八十と有る是なり、又當時廢朝廢務といふと有り、いづれも國家の大事に當りて行はせらるゝ所の者なりき、廢朝とは、諸司の政は恒の如く執行せしめらるゝも、上一人は、朝に臨みて政を聽き給はざりしを謂ひ、廢務とは、天下の諸司、其の中央政府なると、地方廳なるとの別無く、一般に政務の執行を停止せしめらるゝをいへり、さて廢朝は數日に亘る事ありしも、廢務は必一日を限られたりき、是若數日に亘らば、諸政遲滯の恐有るべきを以てなり、されば廢朝は事體や、輕

くして、屢之を行はせられしとあるも、廢務に至りては事體最重大に屬し、容易に行はせられしと無かりき、然るに國忌の日に當るときは、廢朝有りしは勿論、必廢務をも并せ行はしめ給ひぬ、其の儀の鄭重なりしと想像し奉るべきなり、以上述ぶる所、亦朝廷上の事に過ぎずといへども、下庶民も亦よく其の意を奉じ、欽肅恭敬して哀意を表したりしと明なり、降りて 皇室の式微に及びては、所謂禁裏の中のみ行はれたるべきも、天下の人は、皇室の在しよすをだに知らぬ世となりて、先皇の國忌なりと知りつつ、其の儀を行ひ其の意を致せる者も、殆どなき事とはなりぬ、眞に慨嘆の極にあらず、王政維新の後に至り、萬の事古の御法に復させ給ふに及び、其の日を定めて國忌を立て、天下人民をし

て遙拜の式を行はしめ給ふまことばなりぬ、夫國忌は、國家全體の事に係る中世其の儀の盛なりしまこと誠に宜なり、然るに今世此の儀を再興したまへりと雖、臣民中或は之を以て通常の祝日祭日と見做し、置酒高會、歡樂を盡す者あり、又其の甚しきに至りては、此等祭祀は、皇室御一家の私事にして、毫も吾人に關係する所なしと爲し、冷淡に其の日を經過する者さへ有りと聞く、是もと頗愚蒙昧にして、皇室の尊むべく國忌の肅むべき所以を辨知せざるに因るとはいへ、其の背違の行爲、不忠不敬の徒と謂ふも過言に非るべし、今左に其の由來を説き、併せて、皇室と臣民との關係を辨明し、春季皇靈祭ノ條下ニ在リ國民をして其の欽肅尊崇すべき所以を知らしめんとす。

孝明天皇祭

一月二十日

此の日は、今上天皇陛下の御父に當らせ給ふ 孝明天皇の崩御し給ひし日なるを以て、特に勅使を山陵に差して幣帛を献られ、又宮中にて御親祭を行はせらるゝなり、其の宮中御祭儀の次第は左の如し。

孝明天皇御例祭朝次第

午前八時御殿の御裝飾を奉仕す(大眞賢木恒の如し)

次式部職官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

次神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

御親祭次第

午前九時宮内省官員着床

次開扉 此間奏樂

次神饌及御幣物を供す 此間奏樂

同十時親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候着床
出御

次御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ふ畢りて入御

御拜の間親王以下着床の諸員起つ

次皇太子殿下御拜

此時着床の諸員起つ

先是式部官御休所より御誘引

次親王及勅任官以上麝香間祇候錦鶏間祇候拜禮

次宮内省委任官判任官拜禮

次御幣物及神饌を撤す 此間奏樂

次閉扉 此間奏樂

次各退出

同十一時宮内省官員着床

次開扉

皇太后陛下御拜御玉串を奉り給ふ

皇后陛下御拜御玉串を奉り給ふ

御拜の間着床の諸員起つ

正午十二時より午後一時まで、有爵者非役従四位以上同勳三等以上。並に神佛各宗派
管長等參拜

同時奏任官准奏任官及奏任待遇の輩、非役従六位以上同勳六等以上等參拜

同時門跡寺院住職參拜

午後一時より同一時まで、判任官准判任官、及判任待遇の輩等參拜

次閉扉

次各退出

同夕次第

午後五時宮内省官員着床

次閉扉 此間奏樂

次神饌を供す 此間奏樂

次祝詞

出御御拜畢て 入御

御拜の間着床の諸員起つ

賞典賢木の枝を人長に授く

次御神樂

次神饌を徹す 此間奏樂

人長賢木の枝を掌典に致す掌典之を宮内省當番に附して奉獻

次閉扉 此間奏樂

次各退出

是れ 今上陛下の、大孝の義を申べたまへるなり、されば我々臣
民は、謹みて聖意を奉戴し、誠心誠意、以て追慕の實を擧げざるべ
からず、況んや 孝明天皇は近世の英主に坐しまして、維新の大
業も、實に 天皇の御宸衷に基し、其の御在世中區畫措置したま

ひし大謨に依りて、遂に能く今日あるを致し、八洲の生靈再天日を仰ぐに至りたるに於てをや、今左に 天皇の御傳記及御聖徳の梗概を記し奉らん、

天皇諱は統仁、フサヒト 仁孝天皇第四の御子、御母は皇太后藤原禊子、實は准后藤原稚子、天保十一年、御年十歳にて太子に立ち給ひ、弘化四年九月十七日、御即位の禮を行ひ給ひき、慶應二年十二月崩御ましく、御年僅に三十六、山城國愛宕郡泉涌寺後峰に葬り奉り、御陵を後月輪東陵ノチノツキノワノヒガシノミヤササと申せり、

天皇御即位の初、先帝の遺旨を奉じて學習院を興し、京官子弟の教育を盛にしたまひき、其の時の扁勝、題して履聖人之至道、崇皇國之懿風、不讀聖經、何以修身、不通國典、何以養正、と書かせた

まへり、嗚呼是れ亦足れり、教育の御趣旨、其の高きふと天の如く、其の明なるふと日の如し、古より、明君賢主の業を創り國を興したまふ、皆其の養ふ所有り、帝の末年に至り、公卿英俊の士輩出し、數百年陵夷の朝廷をして、九鼎大呂の如くならしめ、世間智勇の士と相結托して、遂に天下の大勢をして、漸復古の運に迫らしめしは、專天皇の此の舉に基せる者と謂ふべし、

是の時に當り、邊海の事益穩ならず、頗宸襟を惱ましたまひき、屢攘夷の詔を下し給ひしも、幕府は依違として決せず、敕准を待たずして外國交通の約を決するに至れり、其の他幕府の所置聖旨に協はざると多かりしを以て、常に慷慨して、寢食をも安くしたまはず、遂に大和に幸して神武天皇の山陵に謁し、親く六軍を統

べて、攘夷の實を擧げんとしたまうに至りぬ、是皆 天皇の社稷
人民を憂慮したまふ大御心の深く坐すに因るなり、當時 天皇の
御心裡果して如何なりしか、其の國家の爲に寢食を忘れ、萬乗の
御身を役し玉はんとするを聞かば、誰かば感泣せざるべき、余輩
史を讀みて此所に至り、想を當時に馳する毎に、暗涙の袖を濕す
を覺ゆるなり、今當時の御製に係る和歌一二首を左に掲げん、

梓サキとりて、守れみや人、みみの重の、

みはしの櫻、風そよぶなり、

うたてすむ、物ならやむに、から衣、

あだに幾よき、何過なやすらむ、

嗚呼 天皇の文武叡聖に坐し、みと、古今に卓絶し給へり、不幸
にして天祚を短くし給へりしは、實に國家の不幸と申すべし、余
輩臣民聖世の恩澤に沐浴する者、此の日に臨まば、往昔を追懷し、
聖徳を景慕し奉る情禁ずると能はざる所のものあらん、乃謹み
て遙拜の禮を行ひ、其の大御心を服膺し、以て國家に報ずるみと
を期すべし、是臣民の 皇室と國家とに對する大義なればなり、

春季皇靈祭

春分日

この祭は 今上天皇陛下が、 歷朝の皇靈を合せ祭りたまふ國
忌なり、

歷朝天皇の靈を祭らるゝと、中古の制詳に知りがたしといへ
ども、後に御年忌祭御正辰祭等と稱し、一歳の中、數百度の御靈祭

を行はせたまひしと有りき、維新の後に至り、種々御經歷ありし上、かくては祭事頗繁に過ぎて、國儀と爲すに堪ふべからざるを以て、明治十一年六月五日、令して 歷朝の皇靈をば、春分秋分の二季に合祭する事と爲し、之を永例としたまひき、此の日宮中に於て行はせらるゝ儀式左の如し

春季皇靈祭朝次第

孝明天皇御例祭朝次第に同じ

皇靈竝神殿御親祭次第

午前九時三十分宮内省官員着床

次開扉(二前) 此間奏樂

次神饌及御幣物を供す 此間奏樂

同十時親王及勅任官以上躰香間祇候錦鶏間祇候着床

出御

次皇靈へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ

次神殿へ御玉串を奉り給ひ 御拜御告文を奏し給ふ

畢て入御

御拜の間着床の諸員起つ

以下各退出に至るまで孝明天皇御親祭次第に同じ

皇靈祭夕次第

午後四時式部職官員着床

以下各退出に至るまで朝次第に同じ

謹みて吾が皇室の起原を尋ね奉るに、太古伊弉諾伊弉册の二神天神の命を受けて此の國土を修理し、以て造化の功を助けたま

ひき其の始めに當り、先國魂こゝろたまの神を生みて國土を固成し、次に山川草木等の神を生みて、其の繁茂を圖り、其の用を興したまへり、國土已に成り、草木已に茂るに及びて、人民始めて殖するとを得たり、是に於て天下の君と爲りて、みれ等の萬物を主宰すべき神を生みたまふ、之を天照大御神と爲す、二神勅して六合を統治せしめたまひぬ、是即皇祖なり、我が國君臣の分は、實に是の時に定まれり、故に皇祖の詔に曰はく、豊葦原の瑞穂の國は、我が子孫の王たるべき地なりと、而して皇祖は之れを其の御子天忍穗耳尊に傳へ、相承けて神武天皇に至り、爾來百有余代、以て今日に至れり、其の間嘗て他姓異族を交へず、一系連綿として、長く其の統を傳へたまへり、是れ萬古動かすべからざる我國體なり、

又吾人臣民の祖先も、亦皇祖と其の始を同くせり、唯皇祖は國祖二神の正系を受け給ひしを以て、吾が國民の宗家本家と爲りたまひ、國民は支家末家と爲れるのみ、故に義を以て言はば君臣にして、情を以て言はば親子なり、故に吾人臣民が皇室の爲に力を致すは、唯に君とます故のみに非るなり、皇室の爲に命を奉ずるも、亦唯に君とます故のみに非るなり、其の喜を喜び、其の憂を憂ふるも亦然り、若夫れ力を致し命を奉じ、喜憂を同じくするを以て、唯に君たる故のみと爲さば、不幸にして皇室に於て君たる徳を失はせらるゝと有らば、君臣の義竝に盡きん、嗚呼是れ外國の事たるのみ、我が國家の基礎は、決して此の如く薄弱なる者にあらず、之れを要するに、我が皇室と臣民とは、唯に治

者と被治者との關係あるのみならず、皇室は永く國民の大父母と坐し、國民は永く其の兒子となりて、天地を極め万世に亘り、離れんと欲するも能はざる所の理由あるものなり、況んや御歴代の天皇は、皆善く國祖皇祖の遺訓を守りたまひ、善く君たる職を盡し、父母たる務を全くしたまひ、未嘗て暴虐の御所行ればし、武烈天皇の御事蹟は、韓史の文の櫛入し、たりしことなるは、已に學者の定論有り 殊に眞柴ましか焼くしやう賤が伏屋ふしやの煙を望みたまひて賦役を免し、霜さゆる夜寒よむかの床に獨御衣を脱ぎたまひて、民の凍饑を察し玉ひたるが如き、千載の下人をして感激に堪へざらしむ、其他 歷朝仁慈の御事蹟、一々擧ぐるに暇あらざるなり、是を以て吾人の祖先は、常に忠孝を以て惟一の徳義と爲し、皇室に奉事し來れり、

嗚呼此日は、實に吾人が大父母の祭日なり、祭を行はせらるゝ者は即吾人が現在の大父母に坐し、祭を享けさせらるる者は、即吾人が祖先の大父母に坐します、吾人は現在大父母の大御心を體し奉り、祖先の大父母に誠敬の意を致し、以て祖先が遺傳せる忠孝の道を全くするに怠らざるべし、是れを臣子の本分とはいふ、

神武天皇祭

四月二日

此の日は、我が 皇宗と坐す 神武天皇の崩御したまひし日に當るを以て、特に勅使を山陵に差したまひ、又宮中にて御親祭を行はせたまふなり、

是亦國忌の最重きものなり、中古の制は、十陵を置き、年の十二月

に荷前の例幣を奉り、又其の御忌日には種々の儀式を行ひたまへり、而してその國忌は代を經親盡くる毎に、遞に舊を除き新を加へ給ひたりしを、ひとり 天智天皇のみは、中興の祖にましませるを以て、歴代歲次に奉祭し給ひき、武門の大政を執りしより以來の事、亦詳にすべからず、思ふに朝廷の上には、必其の儀を存し給ひたりしなるべしといへども、天下知る者稀なりしならん、維新の後に及びては、全く中古の制を改め、御歴代の天皇は、之れを春秋二季に合祭する事となし、而して 神武天皇は、實に吾が國家の鴻基を定め、皇室の本根を固めたまひし 皇宗に坐しますを以て、特に其の御崩日に祭祀を行はるとに御治定遊はされたり、されば此の御祭は、今後幾千萬年を経とも、吾が國家の

存せん限りは、決して絶ゆる事とあらざるべし、此の日宮中の儀

式は、大略 孝明天皇御例祭次第に同じ、

但朝夕ノ時間ト、夕次
第トニ少異アルノミ、

此の御祭も、亦 今上陛下の遠きを追ひ誠を致して、大孝の義を明にしたまうなり、吾人臣民たるもの、— 聖意を奉戴し、欽みて國忌の實を擧ぐるまことを務むべし、

謹みて史を按ずるに、 天皇諱は狹野ひさの又稚御毛わかみけ沼尊ぬまのみこととも、豊御毛

沼とも申せり、鷓鴣草葺不合尊の御子なり、御母は玉依姫、御年十

五にて即位したまひ、在位七十六年にして崩御す、寶算一百三十

七、大和國高市郡畝火山東北の陵に葬り奉りき

山本村、今白
榎村大字洞、

初天皇日向の國高千穗の宮に坐しぬ、是の時に當り、運荒鴻に屬し、四海未全く王化に潤はざりき、 天皇御兄五瀬命と相議り、更

に都を東方便宜の地に遷し、以て大政を擴張せんとしたまふ、乃日向を發して豊筑等の國を巡り、安藝に航し吉備に入り、居ますまど數年、不逞の徒の王師に抗するものあらんまどを慮り、乃舟師を率ゐて海路東上し、日下蓼津今和泉國大島郡ニ在リトイフより中國に入らんとし給ふ、時に賊首長髓彦大衆を帥ゐて逆へ戦ひしかば、御軍利なく、剩五瀬命は流矢に中りて遂に薨じ給ひき、天皇猶屈し給はず、益勇を鼓して熊野の險路を越へ、宇陀の荆榛を披きて進みたまひしに、國人天神の御子至りますと聞き、其の徳を慕ひ奉りて迎ふる者甚多かりき、乃兵を進めて丹敷戸畔兄猾等の賊を誅し、又謀を以て八十帥を斫りたまひければ、賊勢日に蹙まりぬ、饒速日命長髓彦を殺して降りしに及びて、中州悉平ぎ、復風塵無

かりき、初天皇の日向より發したまひしより、此の時に至るまで、已に數年の星霜を経たり、其の間或は御兄命の薨御に遭遇し、或は海上暴風に會ひ、激浪の爲に殆覆没せんとする難を蒙り、或は糧食の欠乏に困み、妖神の毒に惱ませたまへる等、其の艱苦辛楚の状態、けに想ひ奉るに餘りあり、然れども天資の英邁豪毅にわたらせたまひしにより、堅忍不拔少しも御志をひるませたまはず、終に能く平定の功を奏し、大業を成したまへり、當時の御製を讀み奉らば、則御心の中を知り奉るに於て、思半に過ぐるまど有らん、

八十帥を撃ちたまはんとする時軍士に示したまへりし
御製

忍坂の、大室屋に、人多に、來入り居り、入り居りとも、みつみつし、久米の子が、頭椎い、石椎い持ち、撃ちてし巳まむ、みつみつし、久米の子が、頭椎い、石椎い持ち、今撃たは宜らし。

御歌の大意は、忍坂と云ふ所の大室屋の中に、敵人多く入り居れり、其はいか程數多くとも、我が率ゐたる久米部の軍人が、頭大なる石劔を以て撃たば、巳まじと思ふなり、之を撃たんこには、今を宜しきなすといふ意也。

長隨彦を撃ちたまはんとせし時の御製 二首

みつみつし、久米の子等が、垣本に、植ゑし薑、口疼く、我は忘れじ、撃ちてし巳まむ。

大意は、我が率ゐたる久米部の軍人が、家居せる垣根に植ゑ置きし薑を食ひて、口の永く疼くが如く、御兄五瀬命の敵矢に斃れたまひし時のうれたさは、生きの限り忘れはまじか、かの隨夷撃たでは巳まじきなり、

神風の、伊勢の海の、大石に、蔓延廻ふ、細螺の、い蔓延廻り、撃ちてし

巳まむ。

大意は、伊勢の海邊なる大石に、細螺貝の數多く纏ひ附けるが如く、千萬の軍を連ねて、長隨彦が四面を取り圍みて撃たでは巳まじきあり、

官軍の暫疲れたりし時の御製

楯並めて、いなさの山の、木の間よも、い行き守らひ、戦へば、我はや
飢ぬ島ツ鳥、鵜養が徒、今助に來ね。

大意は、大和國いなさの山より行きて、樹の間より敵を候ひ、楯を見て戦へば、糧食欠乏して我が軍飢れたり、鵜を養ひて魚を獲る徒よ、今速に來りて飢を救へり、

中州巳に平なるに及びて、都を大和の檀原に奠め、御位に即かせたまひき、是の時に及びて天下の民悉天位の尊を知り、尊稱して神倭磐余彦天皇と號し奉れり、皇位巳に定る、乃諸有功の群臣に官職を命じて、各其の能を盡さしめ、以て政を正くしたまひ、又之

を縣邑に封じて、牧民の責に任せしめ給ひぬ、政已に正く民已に
 堵に安んず、乃靈崎まじりのまはを建て 皇祖を奉齋して、報本反始の大禮を
 行ひ、倫理道德の標準を示したまへり、是に至りて國家の基礎益、
 固く、皇室の威嚴全く備はれり、爾來統を傳へたまふまこと一百有
 余、代を経ると二千五百餘歲、今に至りて尊嚴なるまこと萬國無比
 と稱せらるるものは、歷朝の聖徳に因るまこと固よりなりと雖、主
 として 皇宗の慶を積み暉を重ねたまひし効果にあらざるはな
 し、嗚呼其の徳業亦偉なるかな、

吾人臣民は毎年此の御忌辰に當り、其の盛徳偉業を景慕し奉る
 と共に、其の大御心を以て心と爲し、憤勉國に報ゆるとを務むべ
 し、則吾が日章の國旗をして八表の天に翻翻たらしめ、世界の民
 をして其の光輝を仰がしむるを得るに至るも、亦難きに非るべ
 し、

秋季皇靈祭

秋分日

事は、春季皇靈祭の條下に詳なり、

祝祭日行義終

○祝祭日行義

附 錄

文部省令第四號

明治廿三年(十月)勅令第二百十五號小學校令第十五條ニ基キ小學校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ關スル規程ヲ設クルコト左ノ如シ

明治廿四年六月十七日

文部大臣 伯爵 大木喬任

小學校祝日大祭日儀式規程

第一條 紀長節、天長節、元始祭、神嘗祭、及新嘗祭ノ日ニ於テハ學校長教員及生徒一同式場ニ參集シテ左ノ儀式ヲ行フベシ

一 學校長教員及生徒

天皇陛下及

皇后陛下ノ 御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行ヒ且

兩陛下ノ萬歲ヲ奉祝ス

但未ダ 御影ヲ拜戴セザル學校ニ於テハ、本文前段ノ式ヲ省ク

二 學校長若クハ教員教育ニ關スル 勅語ヲ奉讀ス

三 學校長若クハ教員恭シク教育ニ關スル 勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ誨告シ又ハ

歷代天皇ノ 盛德 鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由來ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相應スル演說ヲ爲シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム、

四 學校長教員及生徒其祝日大祭日ニ相應スル唱歌ヲ合奏ス、

第二條 孝明天皇祭春季皇靈祭神武天皇祭及秋季皇靈祭ノ日ニ於

○祝祭日衍義

テハ學校長教員及生徒一同式場ニ參集シテ第一條第三款及第四款ノ儀式ヲ行フベシ

第三條 一月一日ニ於テハ學校長教員及生徒一同式場ニ參集シテ、第一條第一款及第四款ノ儀式ヲ行フベシ

第四條 第一條ニ掲グル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ學校長及教員生徒ヲ率テ體操場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戲體操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ務ムベシ

第五條 市町村長其他學事ニ關係アル市町村長吏員ハ成ルベク祝日大祭日ノ儀式ニ列スベシ

第六條 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ參觀セシムルコトヲ得セシムベシ、

第七條 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル繪畫等ヲ與フルハ妨ナシ

第八條 祝日大祭日ノ儀式ニ關スル次第等ハ府縣知事之ヲ規定スベシ

附錄 終

明治廿四年十月十八日印
同年同月十九日出

刷 版

著 者

池

永 厚

發 行 者

辻

敬 之

版權登錄

印 刷 者

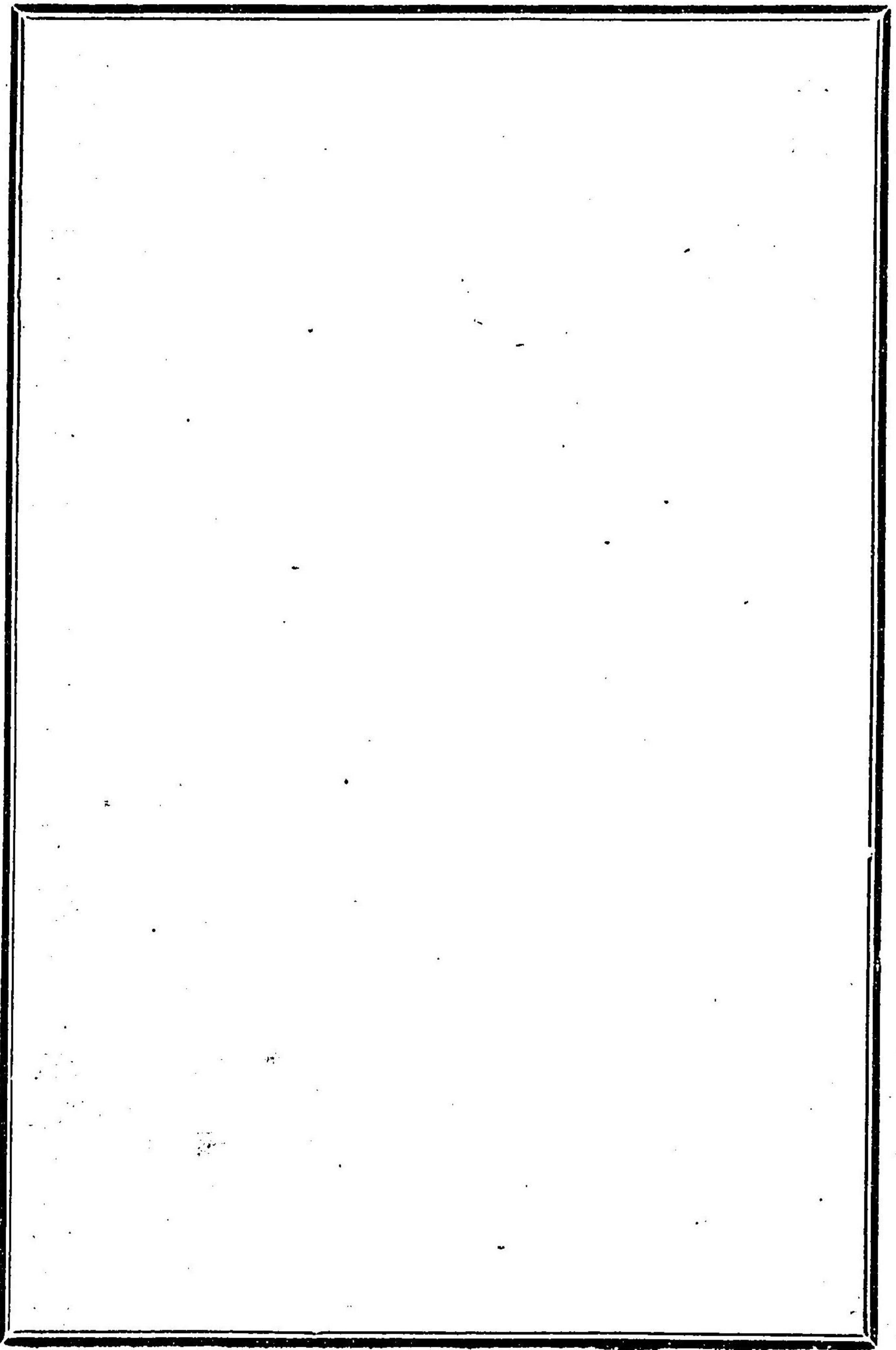
沼

尻 爲 作

發 行 所

普

東京下谷區御徒士
町一丁目
東京神田區柳原河
岸十四號地



大正廿六年十月廿六日

十月廿六日

十月廿六日

十月廿六日

十月廿六日

大正廿六年

十月廿六日

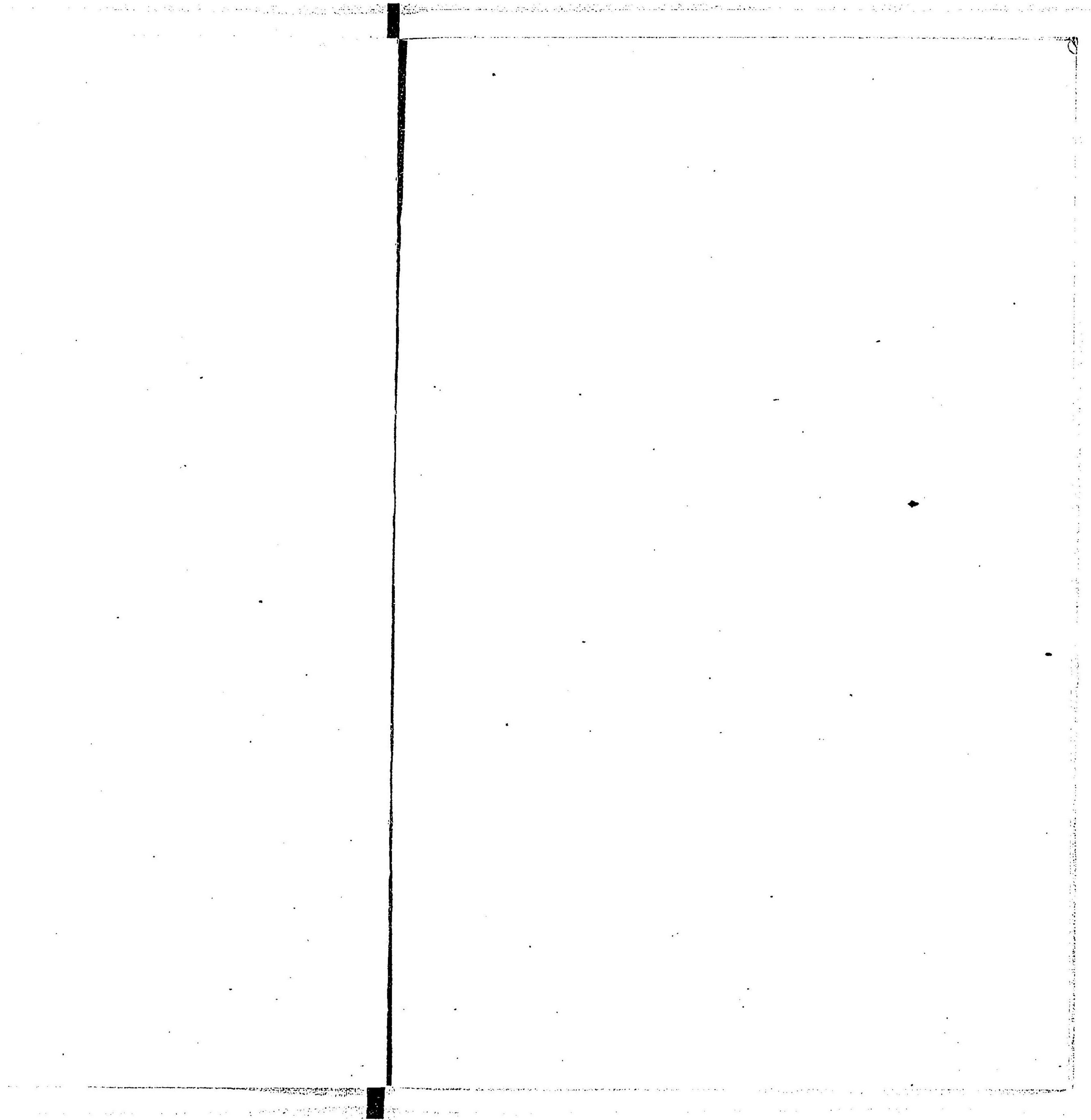
十月廿六日

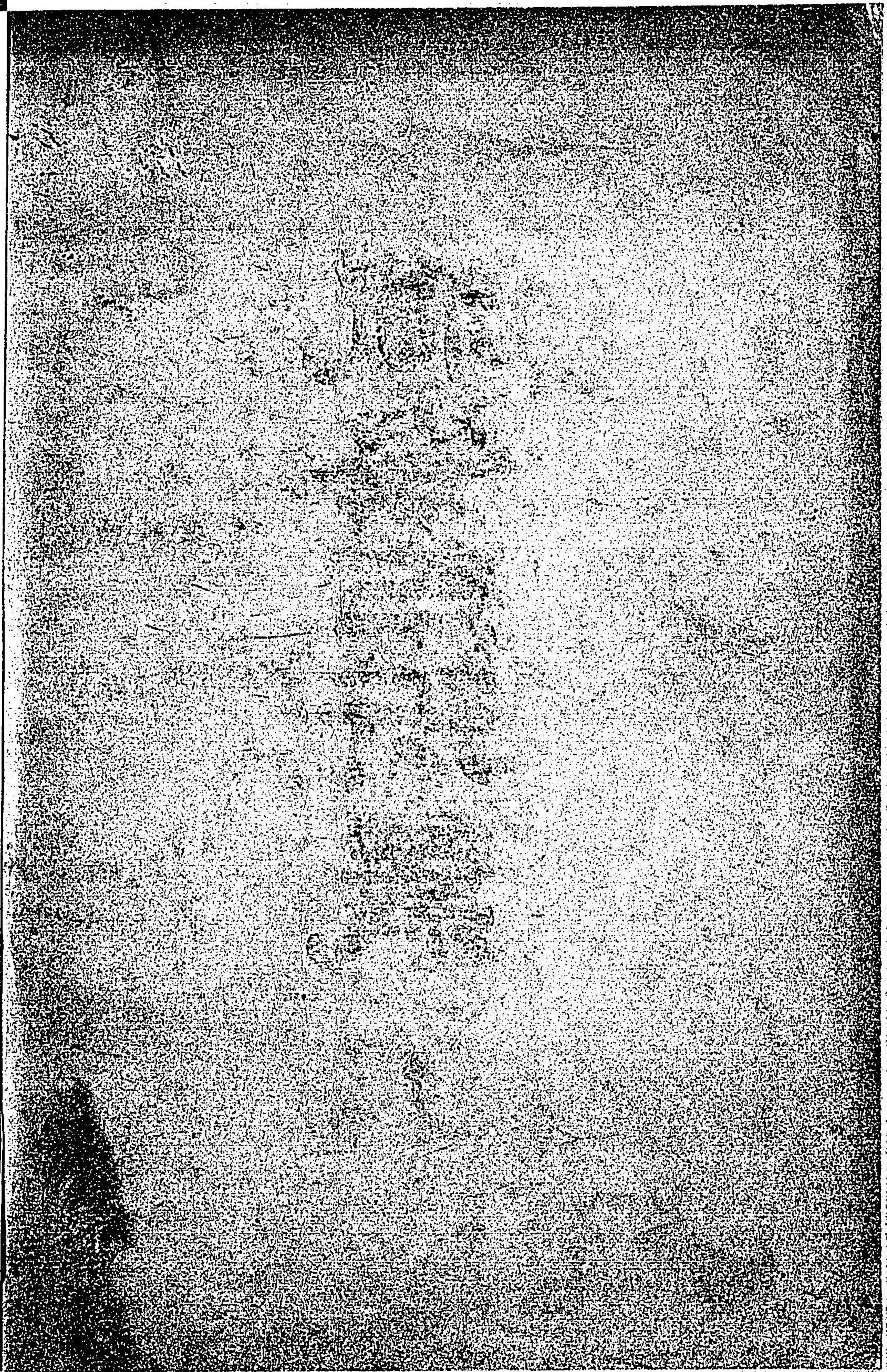
十月廿六日

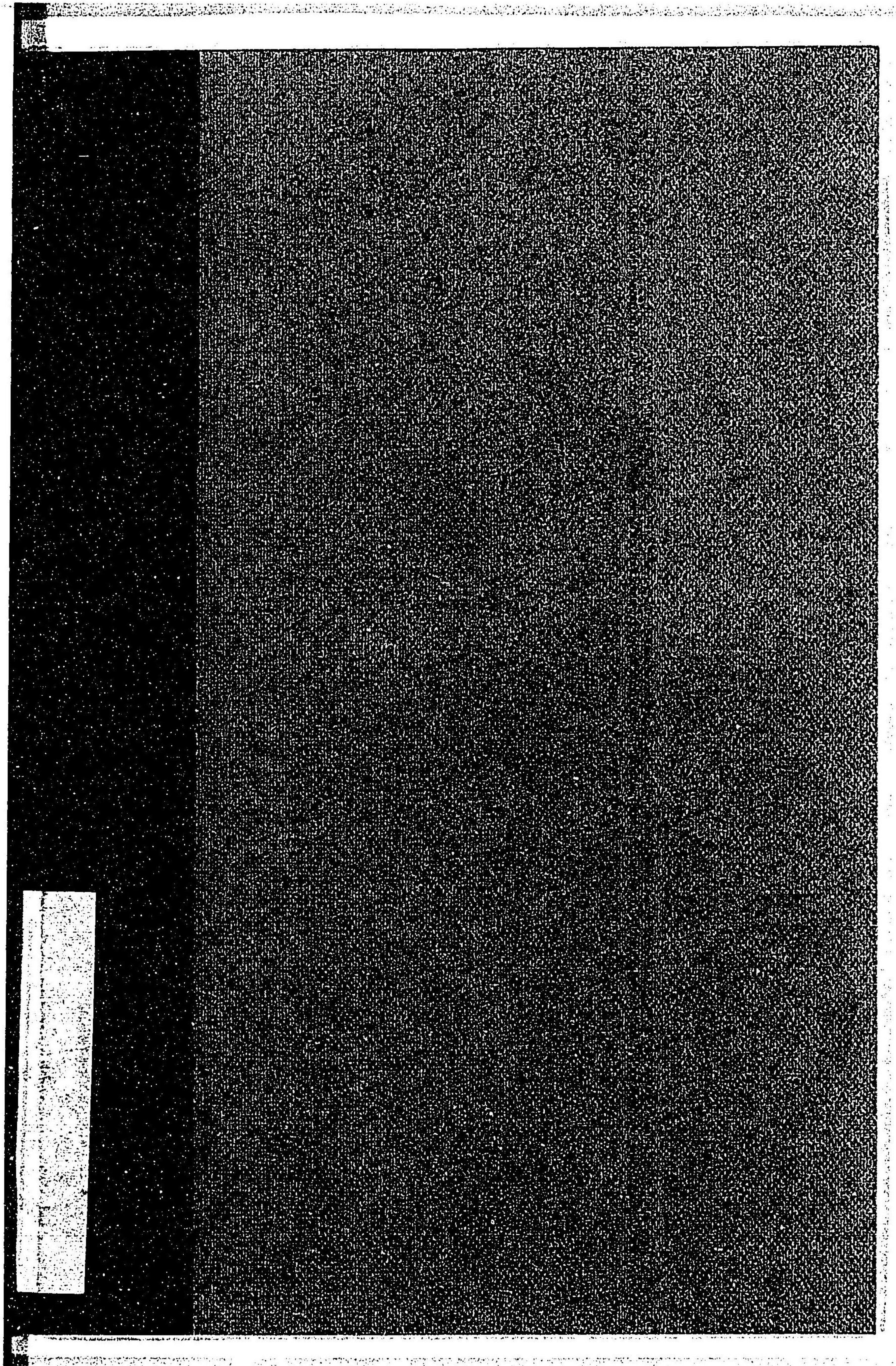
十月廿六日

7

7







特21

967

祝祭日衍義

国立国会図書館

014116-000-2

特21-967

祝祭日衍義

池永 厚/著

M24

ABB-0389

